

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する令和6年6月1日現在の根室北部廃棄物処理広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数及びその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月7日

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員長 矢吹 真人



1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

766人

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数

12, 760人